

「果樹農業の振興を図るための基本方針
(骨子案)」に寄せられたご意見等の概要
とご意見等に対する考え方

平成 17 年 3 月
農林水産省生産局

1 概要

「果樹農業の振興を図るための基本方針（骨子案）」につき、以下のとおり、意見募集を行った。

(1) 意見募集期間：平成17年2月15日（火）～平成2月22日（火）

(2) 告知方法：ホームページ、プレスリリース

(3) 意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

2 提出件数

1件（意見提出者1名）

3 提出された意見・情報に対する考え方・対応

項 目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方・対応
1 国際化の進展に対応した産地構造の改革 (1) 果樹産地構造改革計画の策定	- 施設の効率化に向けた取り組み、あるいは運営方法（施設を運営していく上での適正規模とは）などについて触れるべきではないか。 「販売戦略」に関して、市場法改正により価格形成機能は崩壊する時代が来るだろう。これに対応するには、産地自らが川下からの意見を聞き、販売展開をしていく取り組みが必要ではないだろうか。	- ご指摘の点については、果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）において、産地が自らの取組として記述いただくべきものと考えております。 - 今後の果樹農業の振興に当たっては、消費者ニーズに応じた生産が基本と考えております。産地自らが、これら消費者ニーズ等を把握しつつ、どのように生産・販売を行っていくのか等の戦略を明確化し、実行するために産地計画を策定する必要があると考えております。
(2) 担い手の育成・確保	団塊の世代、あるいは50代後半の早期退職者を、どのように捉える必要があるかという具体的な方向が欲しい。	果樹農業振興基本方針（骨子案）において、担い手については、産地計画において明確化し、60代までの主業農家を中心にすることとしております。このため、具体的な担い手については、産地が自らの取組として産地計画の中で、明確にする必要があると考えております。

(3) 産地計画に基づく生産基盤の構造改革	・ 農地集積や大型化によって、労働力を確保するようになるが、年間を通じた雇用を行っていくための取り組みなどを組み込んでみては、どうだろうか。	・ 果樹産地においては、労働力の確保に向けた取組が必要と認識しており、果樹農業振興基本方針（骨子案）の考え方でも、産地において労働力を調整するシステムの構築を図り、多品目の複合経営、加工や観光果樹園等を含めた経営の多角化による労働力分散も視野に入れるものとしております。このため、具体的な労働力の確保対策としては、産地が自らの取組として産地計画の中で、明確にする必要があると考えております。
(4) 需要に見合った果樹生産担い手の育成・確保	・ ブランド化について・・・山梨県だけを捉えた場合。 各品目（ブドウ・モモ・スモモ・オウトウなど）とも、新しい品種を作り出して新たなブランド化を進めていくのか。それとも、現在扱っている品種独自、あるいは産地の特性を生かしたブランド化づくりを行っていくのか。 ブランド化の意義を、どのように捉えているのかももう少し具体的に見せて欲しい。	・ 果樹産地の維持・拡大を図るため、産地が、消費者ニーズを把握し、果実の生産・販売を行うことが重要と考えており、ご指摘のようなブランド化の取組等により、他産地との差別化を図ることが重要な取組であると考えております。 このため、産地計画において、どのような産地を目指すのか、また、それに向けて生産・販売をどのように行うのかについて、産地が明確にし実行することが重要と考えております。
2 担い手の経営改善	・ 温州ミカンとリンゴの2つしかないのは不公平に思われる。生産規模が大きいだけの理由では納得できない部分がある。もし、2つだけを明記するのであれば、その理由も付記していただきたい。	・ うんしゅうみかんとりんごについては、需給調整・経営安定対策の対象品目となっていることから、特に明示的に記述しています。 ・ 果樹農業振興基本方針（骨子案）の考え方において、その他の品目についても、生産者団体主導の需給調整を行うこととしており、また、経営安定対策については、産地計画に基づき実施する小規模基盤整備、優良品目・品種への転換等に対する支援対策への移行を目指すものとしております。

3 国産果実の需要維持・拡大	国や行政、小売店だけが押し進める施策ではなく、若年層を含めた話し合い、また研究機関を立ち上げてみてはどうだろうか。その意見を聞き、反映させていくフルーツ需要の拡大を図っていくべきではないだろうか。また、現在も含めて今後、共働き夫婦が多くなる背景を踏まえた中で、フルーツへの取り組みをどのように捉えていくのか、食育と連携した取り組みが必要ではないだろうか。それらの具体的骨子を見せていただきたい。	- 果実の消費拡大対策については、医学、栄養学等各界の専門家からなる「果物のある食生活推進全国協議会」を設置し、果実の健康機能性等の情報提供を行う「毎日くだもの200g運動」を展開しています。 - この中で、年代別、男女別等に果実の健康機能性、摂取目標量等の情報提供をマスメディア等を活用し、普及啓発を図っております。 また、児童生徒及びその保護者への国産果実摂取の定着化の推進、果実の健康機能性等の理解の促進について、関係機関と連携の下、推進しており、果樹農業振興基本方針（骨子案）においても、国産果実の需要維持・拡大についての取組を記述しております。
4 国産果実の輸出振興	ある程度の実績が現れるまでは、行政サイドで調査・指導を行っていくべきである。	果樹農業振興基本方針（骨子案）の考え方においても、果実の輸出の振興を図るため、輸出に必要な情報の収集、提供及び新たな市場開拓等の取組を積極的に推進することとしております。
第3 栽培に適する自然的条件に関する基準	温暖化対策を、もっと明確に示す必要がある。	- 高品質果実の生産を図る観点から果樹農業振興基本方針において、現行の気象条件を踏まえ、栽培に適する平均気温等について定めております。 - ご指摘の点につきましては、長期的には果樹農業に影響を及ぼすことが懸念されており、農林水産省では、温暖化対策の技術開発を推進していくこととしております。
第5 果実の加工の合理化	山梨県のためにも、ワインの産地表示については絶対に必要に思われる。	果樹農業振興基本方針（骨子案）の考え方において、果実飲料（果汁）の原料原産地表示の義務化については、引き続き検討しています。また、当面は製造業者が強調表示するよう推進することとしております。 なお、ワインの表示については財務省所管となっております。